

# SBI 損保のがん保険

自由診療タイプ

## がん治療費用保険

## 重要事項説明書

重要事項説明書はご契約に際して特にご確認・ご注意いただきたい事項を記載していますので、ご契約の前に必ずお読みいただき、お申込みください。

なおこの重要事項説明書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。

詳細は「ご契約のしおり」(ご契約締結後に保険証券とともにお送りします。弊社Webサイトにも掲載しています。)をご参照ください。

ご不明な点はSBI損保サポートデスクまでお問い合わせください。

### 契約概要

保険商品の内容をご理解いただくための事項

### 注意喚起情報

ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

## 1 契約締結前におけるご確認事項

(1) 商品の仕組み	2
(2) 補償の内容	
① 支払事由	2
② 保険金をお支払いできない主な場合	2
③ お支払いする保険金の額	2
(3) 付帯できる主な特約とその概要	2
(4) 保険期間と補償の開始時期、契約の自動更改	3
(5) 引受条件	
① 契約者・被保険者の範囲	3
② 保険金額	3
(6) 保険料	3
(7) 保険料のお支払方法	4
(8) 満期返れい金・契約者配当金	4
(9) 解約返れい金等の有無	4
(10) 保険料の払込時期等	4
(11) 解除・無効・失効・取消し	4

## 2 契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)	5
(2) クーリング・オフ	5
(3) 現在のご契約の解約・減額を前提とした 新たなご契約のご注意	5

## 3 契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務	6
----------	---

## 4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険金請求書類	6
(2) 補償の重複	7
(3) 取扱代理店の権限	7
(4) 保険会社破綻時等の取扱い	8
(5) 個人情報の取扱いについて	8
(6) 医療相談サービスのご案内	8
(7) 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口	8

# 1 契約締結前におけるご確認事項

## (1) 商品の仕組み

### 契約概要

この保険は、被保険者（補償の対象となる方）（※）が、がんと診断確定され、そのがんの治療のために入院したり外来診療を受けたりした場合に、下記（2）③に記載の保険金をお支払いします。なお、次のいずれかに該当する治療に限ります。

- ① 公的医療保険の対象となる診療
- ② 先進医療に該当する診療
- ③ 米国国立がん研究所（NCI）のガイドラインに定める診療
- ④ National Comprehensive Cancer Network（NCCN）のガイドラインに定める診療
- ⑤ 癌専門医委員会（第三者の医療専門家により構成されるがん治療の有効性を評価するための委員会）において有効と判断された診療

※この保険では、被保険者は契約者と同一です。

## (2) 補償の内容

### 契約概要

### 注意喚起情報

この保険の補償内容の概要は次のとおりです。なお、詳細は「ご契約のしおり」に記載しておりますので、ご参照ください。

	基本の補償		追加できる補償
	がん入院 保険金 	がん通院 保険金 	がん診断 保険金 (任意付帯) 
① 支払事由	上記（1）に該当し、入院して治療を受けた場合	上記（1）に該当し、外来診療での治療を受けた場合	がんの診断確定を受けた場合
② 保険金をお支払いできない主な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がんの診断の検査を目的とした入院</li> <li>・がんの手術により失われた形態・機能を改善する自費診療による形成手術を目的とした入院</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・がんの診断の検査を目的とした外来診療</li> <li>・がんの手術により失われた形態・機能を改善する自費診療による形成手術を目的とした外来診療</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年以内に診断確定したがんがある場合</li> </ul>
	保険始期前または支払責任開始日の前日までに、がんの診断確定をされていることによって契約が無効となる場合		
③ お支払いする保険金の額	支払事由の治療にかかった費用（※1）および保険金請求のためにかかった診断書等の発行費用をお支払いします。（※2）	支払事由の治療にかかった費用（※1）および保険金請求のためにかかった診断書等の発行費用をお支払いします。なお、保険期間通算で1,000万円が限度となります。（※2）	がん診断保険金額（定額）をお支払いします。

※1. 評価療養・選定療養の特別の療養環境の提供に関する差額ベッド代等の費用は含まれません。また、公的医療保険制度にて保障されるべき額（公的保険診療で可能な診療を自費診療にて行った場合の公的保険診療相当分・高額療養費相当額）はお支払いの対象となりません。

※2. 治療費等の実額を支払う他の保険契約がある場合は、他の保険契約を含めて治療費等の実額が限度となり、その額を超えた分はお支払いしません。

## (3) 付帯できる主な特約とその概要

### 契約概要

がん診断保険金支払特約があり、その概要は（2）補償の内容の「がん診断保険金」とおりです。なお、がん診断保険金支払特約は任意付帯です。

## (4) 保険期間と補償の開始時期、契約の自動更改

契約概要

注意喚起情報

この保険の保険期間は5年です。保険始期は契約締結日(※1)の翌月1日0時となります。補償の開始は支払責任開始日からとなります。支払責任開始日は初回契約(※2)の保険始期日から91日目です。

なお、支払責任開始日より前に診断確定したがんは補償の対象とはなりません。

- ※1. 申込人(契約者)からの保険契約の申込みに対して、弊社が引受けを承諾して契約が成立した日となります。申込書の郵送による申込みの場合で口座振替の支払方法を選択されるときは「(7) 保険料のお支払方法」をご確認ください。
- ※2. 自動更改した契約は、始期から保険責任が開始します。



次のいずれかに該当する場合は除き、保険期間満了時に自動更改します。

なお、自動更改後の保険料は、更改契約の契約年齢により再計算しますので、更改前の保険料とは異なります。

- 保険期間満了の2か月前までに契約者から自動更改しない旨のお申し出があった場合
- 契約年齢(始期日時点での被保険者の満年齢)が91歳以上の場合
- 未払いの保険料が保険期間満了時にある場合
- 弊社が保険期間満了の2か月前までに自動更改しないことを契約者に通知した場合
- 弊社がこの保険の販売を停止した場合

## (5) 引受条件

契約概要

注意喚起情報

### ① 契約者・被保険者の範囲

この保険は契約者と被保険者(補償の対象となる方)を同一としてのお引受けとなります。

なお、以下に該当する方はご契約いただくことができません。

- 20歳未満または75歳以上の方
- 日本国内に居住していない方
- 過去の病歴・現在の健康状態(医療に関する告知事項の項目)に関して弊社が定める所定の範囲に該当しない方
- 過去に弊社から契約解除されたことのある方
- 反社会的勢力に該当する方

### ② 保険金額

保険金額は次のとおりです。がん入院保険金とがん通院保険金は必ずセットされます。

	がん入院 保険金 	がん通院 保険金 	がん診断 保険金(※) 
保険金額	無制限	保険期間通算で 1,000万円	100万円、200万円、 300万円(定額)

※がん診断保険金の保険金額は、申込書または見積画面でご確認ください。

がん診断保険金支払特約を付帯しない場合には、がん診断保険金は「なし」となります。

## (6) 保険料

契約概要

保険料は、契約者(被保険者と同一)の年齢・性別、払込方法、保険始期日によって決定されます。詳しくは弊社 Web サイトまたはパンフレット等をご覧ください。また、実際の保険料については、見積画面や申込書にてご確認ください。

## (7) 保険料のお支払方法

### 契約概要

保険料の払込方法・支払方法は、下表のとおりです。

	インターネットで申込みの場合		申込書の郵送による申込みの場合
払込方法	月払	年払	月払・年払
支払方法	クレジットカード払 口座振替	クレジットカード払 コンビニエンスストア払 口座振替	クレジットカード払 口座振替(※)

なお、この保険には、保険料払込免除制度はありません。

※申込書を郵送いただく場合で口座振替を選択されたときは、完備した申込書類一式を弊社にて受領した日によって、保険始期日が以下のとおりとなります。

- 毎月1日から14日までに弊社が受領し契約締結となる場合：受領日の翌月1日
- 毎月15日から末日までに弊社が受領し契約締結となる場合：受領日の翌々月1日

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

## (8) 満期返れい金・契約者配当金

### 契約概要

## (9) 解約返れい金等の有無

### 契約概要

### 注意喚起情報

解約返れい金等は、保険始期からの経過年月に応じて所定の方法にて計算した額となります。なお、計算結果が0円となる場合があり、そのときは返還額はありませぬ。

ご契約を解約する場合のお手続きについては、SBI損保サポートデスクまでご照会ください。

## (10) 保険料の払込時期等

### 契約概要

### 注意喚起情報

保険料は、保険証券記載の払込期日までに払込みください。払込期日より後に支払事由が発生した保険金については、保険料の払込みがあるまで保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

なお、原則として払込期日の属する月の翌々月の末日を保険料払込猶予期日としており、保険料払込猶予期日までに保険料の払込みがない場合には、その払込期日に遡って契約を解除いたします。この場合、払込期日後に支払事由が発生した保険金については、お支払いをすることができません。

この保険には、契約の復活制度はありません。

## (11) 解除・無効・失効・取消し

### 注意喚起情報

### ① 解除

次のいずれかに該当する場合には、弊社は保険契約を解除することができます。

- ア. 保険料の払込みがなく、「(10) 保険料の払込時期等」に記載の解除に該当する場合
- イ. 生年月日または性別の訂正があり、追加保険料が生じたときにおいて、その追加保険料の払込みが所定の期間内になかった場合
- ウ. 「2 契約締結時におけるご注意事項(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)」の告知事項について事実との相違があり、告知義務違反による解除の要件を満たす場合
- エ. 次の重大事由解除の要件に該当する場合
  - a 契約者等が、弊社に保険金を支払わせることを目的として保険金の支払事由を生じさせ、または生じさせようとした場合
  - b 被保険者等が保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
  - c 契約者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
  - d a～cと同程度に契約者等に対する弊社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

### ② 無効

次のいずれかに該当する場合には、弊社は保険契約を無効とします。

- ア. 保険金を不法に取得する目的で契約をした場合
- イ. 保険始期前または支払責任開始日の前日までに、がんの診断確定をされていた場合
- ウ. 生年月日の訂正があり、訂正後の契約年齢が引受対象年齢の範囲外となる場合

### ③ 失効

被保険者が死亡した場合には、保険契約は失効します。

### ④ 取消し

契約者の詐欺・強迫によって弊社が契約をした場合には、弊社は保険契約を取消します。

# 2 契約締結時におけるご注意事項

## (1) 告知義務 (保険申込書の記載 上の注意事項)

注意喚起情報

申込時に告知事項と示されている項目(生年月日・性別・過去の病歴・現在の健康状態)について正しくご回答ください。回答内容が事実と違っている場合には、ご契約を解除させていただくことや保険金のお支払いができないことがあります。なお、告知事項は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。代理店や弊社営業社員に口頭で伝えても告知したことにはなりませんので、必ず告知書にご記入ください。回答内容によってはご契約できないことがあります。

## (2) クーリング・オフ

注意喚起情報

ご契約の申込後であっても申込日から8日以内であれば、弊社への郵便(ハガキまたは封書)の送付によって、ご契約のお申込みの撤回(クーリング・オフ)を行うことができます。

クーリング・オフをした場合には、既に払込まれた保険料を返還いたします。ただし、クーリング・オフをしたのが保険期間の開始後の場合には、解除までの期間分を日割にてお支払いいただくことがあります。

クーリング・オフのお手続きは、お電話や代理店では受付できませんので、弊社宛に必ず郵送にて行ってください。



宛先

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1丁目10番8号4階  
SBI損害保険株式会社 クーリング・オフ受付係

以下の申込みをクーリング・オフします。

恵寿比 愛

〒106-6018

港区六本木1-6-1 泉マンション1801号

TEL: 03-0000-0000

申込日: 2015年6月10日

証券番号: 0000000000000

●クーリング・オフする旨の記載

●契約者の氏名および捺印

●契約者の住所、連絡先電話番号

●申込日

●証券番号またはお客さまコード(※)  
※不明の場合は記載不要です。

## (3) 現在のご契約の 解約・減額を 前提とした新たな ご契約のご注意

注意喚起情報

### ① 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項

- 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

### ② 新たな契約(傷害疾病保険)の申込みをする場合のご注意事項

- 被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
- 新たな契約の保険期間の開始時より前に生じている病気やケガなどに対しては、保険金をお支払いできないことがあります。
- 新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用され、新たな契約の普通保険約款・特約が適用されます。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
- 新たな契約では、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と異なることがあります。

# 3 契約締結後におけるご注意事項

## (1) 通知義務

注意喚起情報

① お客さまの情報が変わった場合にご連絡いただく事項について	改姓・改名や住所・電話番号等の変更があった場合には、SBI 損保サポートデスクにご連絡ください。 ※住所・電話番号についてはお客さまのマイページからも変更が可能です。
② がんの診断確定を受けた時にご連絡いただく事項について	がんの診断確定を受けた時は、直ちにSBI 損保メディカルセンターにご連絡ください。
③ がんの治療をする前にご連絡いただく事項について	がんの治療をする際は、治療開始前にSBI 損保メディカルセンターにご連絡ください。特に、自費診療の場合には、入院診療計画または外来診療計画を提出いただく必要があります。その書類にて治療内容が「1 契約締結前におけるご確認事項(1)商品の仕組み」の①～⑤に該当するかどうか確認および判断し、該当しない場合には保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

# 4 その他ご留意いただきたいこと

## (1) 保険金請求書類

契約者（被保険者）または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行うときは、下表の書類のうち弊社が求めるものをご提出いただく必要があります。弊社は、保険金請求に必要な書類をご提出いただいてからその日を含めて原則として 30 日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を行い、保険金をお支払いします。

(\*1) ご提出いただく書類には○を付しています。-が付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。

(\*2) 治療内容等に応じて、下表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

(\*3) 保険金請求権は時効（3年）がありますので、ご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、「ご契約のしおり」にてご確認ください。

### ① 治療開始前の必要書類

提出書類		保険金種類		
		がん入院保険金	がん通院保険金	がん診断保険金
ア	弊社指定の様式による医師の診断書 および診療明細書	○	○	-
イ	診療計画書	○	○	-

## ② 保険金請求時の必要書類

提出書類		保険金種類		
		がん入院保険金	がん通院保険金	がん診断保険金
ア	保険金請求書	○	○	○
イ	弊社指定の様式による医師の診断書 および診療明細書	○ (※1)	○ (※1)	○ (※2)
ウ	医療機関からの請求書または領収書	○	○	—
エ	契約者(被保険者)の印鑑証明書	○	○	○
オ	公的医療保険制度を利用したことを示す書類	○	○	—
カ	公的医療保険制度の下で、医療機関に対して一部負担金を支払ったことを示す医療機関の領収書	○	○	—
キ	弊社が契約者(被保険者)の症状・治療内容等について医師に照会し説明を求めることについての同意書	○	○	○
ク	契約者(被保険者)の戸籍謄本	○	○	○
ケ	委任を証する書類、委任を受けた者の印鑑証明書(請求を第三者に委任する場合)	○	○	○
コ	診療計画書	○	○	—

※1. 保険金の請求対象となる治療期間をカバーする診断書

※2. がんの診断確定を示す診断書

### (2) 補償の重複

注意喚起情報

がん入院保険金・がん通院保険金では、他の保険で同種の保険商品(当社以外の保険契約を含みます。)をご契約されている場合に、補償範囲が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる入院等についてどちらの保険契約からも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

### (3) 取扱代理店の権限

注意喚起情報

弊社の取扱代理店は保険契約の締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権および告知受領権はありません。

保険契約は契約者からのお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

#### (4) 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。

#### (5) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、弊社がこの保険引受けの審査および履行のために利用するほか、弊社およびグループ各社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受けの審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります(商品やサービスには変更や追加が生じることがあります)。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

##### ○契約等の情報交換について

弊社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険会社等との間で、登録または交換を実施することがあります。

##### ○再保険について

弊社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険引受会社に提供することがあります。

詳しくは弊社Webサイトをご覧ください。

#### (6) 医療相談サービスのご案内

この保険の契約者は「医療相談サービス」をご利用いただけます。このサービスの内容につきましては、「サービスガイド」をご参照ください。

※このサービスは弊社の提携会社である(株)保健同人社が提供いたします。このサービスの内容は、予告なく変更・中止することがありますので、あらかじめご了承ください。

#### (7) 保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

##### ① ご契約に関するご質問・ご連絡等

SBI 損保サポートデスク  フリーコール **0800-8880-105** **新規のご契約**

 フリーコール **0800-8880-181** **異動・解約等変更手続き**

受付時間 平日 9:00～17:30(土日祝日・12/31～1/3を除く)

※IPフォン等でフリーコールが繋がらない場合は、050-3786-0577(有料)へお掛けください。

##### ② 医療相談サービスのご利用

SBI 損保メディカルセンター  フリーコール **0800-8880-773**

受付時間 平日 9:00～17:30(土日祝日・12/31～1/3を除く)

※IPフォン等でフリーコールが繋がらない場合は、050-3786-0773(有料)へお掛けください。

##### ③ がんの疑いやがんの診断確定を受けた時のご連絡

SBI 損保メディカルセンター  フリーコール **0800-8880-773**

受付時間 平日 9:00～17:30(土日祝日・12/31～1/3を除く)

※IPフォン等でフリーコールが繋がらない場合は、050-3786-0773(有料)へお掛けください。

##### ④ 弊社へのお問い合わせ・ご相談・苦情

SBI 損害保険(株)  フリーコール **0800-8888-836**

お客様相談室 受付時間 平日 9:00～17:00(土日祝日・12/31～1/3を除く)

##### ⑤ 弊社との間で問題が解決できない場合 **注意喚起情報**

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター  **0570-022808**

受付時間 平日9:15～17:00

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(<http://www.sonpo.or.jp/>)をご覧ください。